

総行行第73号
令和8年2月25日

各都道府県総務部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」の一部改正について

令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、非常災害時の公金の支出の取扱いについて提案があったことを踏まえ、「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」（令和2年3月31日付け総行行第84号総務省自治行政局行政課長通知）の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(別紙)

「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総行第84号総務省自治行政局行政課長通知)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>令和元年の<u>地方分権改革に関する提案募集及び令和7年の地方分権改革に関する提案募集</u>において、<u>非常災害時の公金の支出の取扱いについて提案がありました。</u></p> <p>[略]</p> <p>記</p> <p>1 本通知の対象となる範囲について 本通知は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第12号に規定される資金前渡による支払いが可能である「<u>非常災害のため即時支払いを必要とする経費</u>」について、<u>地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことや、会計年度開始日に災害が発生し、若しくは発生するおそれが高い場合において、会計年度開始日が指定金融機関等の営業日外であること等により、その支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合を対象とする。</u></p> <p>2 資金前渡の事務処理について</p>	<p>令和元年地方分権改革に関する提案募集において、災害時の公金の支出の取扱いについて提案がありました。</p> <p>[略]</p> <p>記</p> <p>1 本通知の対象となる範囲について 本通知は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第12号に規定される資金前渡による支払いが可能である「<u>非常災害のため即時支払いを必要とする経費</u>」について、<u>地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより、その支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合を対象とする。</u></p> <p>2 資金前渡の事務処理について</p>

[略]

[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

総行行第84号
令和2年3月31日
一部改正：令和8年2月25日

各都道府県総務部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

非常災害時における資金前渡の取扱いについて

令和元年の地方分権改革に関する提案募集及び令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、非常災害時の公金の支出の取扱いについて提案がありました。

本提案の内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第232条の5第2項に基づく資金前渡の運用上の取扱いにより対応することが可能であり、その取扱いにおいて留意すべき事項を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

また、各地方公共団体で策定されている会計事務についての災害対応マニュアル等へ、本通知の取扱いを反映するなど、適切な対応をお願いします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 本通知の対象となる範囲について

本通知は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第12号に規定される資金前渡による支払いが可能である「非常災害のため即時支払いを必要とする経費」について、地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことや、会計年度開始日に災害が発生し、若しくは発生するおそれが高い場合において、会計年度開始日が指定金融機関等の営業日外であること

等により、その支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合を対象とする。

2 資金前渡の事務処理について

本通知の対象となる非常災害時における資金前渡の事務処理については、次の事務処理の流れを参考とし適切に対処されたい。

① 非常災害時において緊急的に公金（現金）の支出が必要となる職員（以下「現場職員」という。）は、当該支出の相手方が正当な債権者となりうるか（契約履行の確実性、契約を締結する能力の有無等）を確認する。

② 現場職員は所属長等（支出命令者）へ、公金の支出が必要となる契約内容及び支出予定額を連絡し、所属長等から支出の事前承諾を得る。

※ 所属長等は、現場職員から連絡のあった契約内容が、緊急に必要な物品等であり、かつ現金による支払いによらなければ対応が困難であるかについて確認したうえで承諾を行うものとする。

※ 現場職員から所属長等への連絡に関しては、非常災害時に通信がつかない場合等も想定されることから、事前承諾については事案（支出内容、上限金額等）ごとに分類したうえで、その取扱いを事前決定しておくことにより連絡は不要とすることも可能である。

※ 現場職員の所属組織で所管をしていない支出予算（災害復旧費等）により支出を行う場合（所属長と支出命令者が異なる場合）には、所属長等から当該予算を所管する組織へ確認を取るなど、適切に対応をすることが必要である。

③ 事前承諾を得た現場職員は、支払いを実施。その際、支払相手方から現場職員を宛名（団体名・所属名及び氏名）とする領収書を受領する。

④ 後日、指定金融機関等の機能復旧等により前渡金の準備が可能となり次第、速やかに③の経費を含む当該災害に要する経費にかかる資金前渡について支出負担行為及び支出命令を実施する。（その際に現場職員を宛名とする領収書を参考資料として添付。）資金前渡職員は、現場職員（債権者）が支出した③の経費を当該前渡金により精算する。

以上